

インボイス制度対応専門部会

2020年6月25日



目次

はじめに

1. 課題の整理
2. 課題検討のポイント
3. 検討における必要な観点
4. 検討の進め方

はじめに

社会保障と税の一体改革として、消費税及び地方消費税(以下、消費税)の税率は、2019年10月に現行の8%から10%に引き上げられ、「軽減税率制度」が実施されました。そして、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入され、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

このインボイス制度が流通業界に与えるインパクトは、軽減税率制度の導入を遥かに上回るものと想定されます。

従いまして、このインボイス制度を正しく理解し、その運用方法を仕入先のメーカー、得意先の小売・外食業者と事前に取り決めておくことが肝要となります。

そこで、当協会としては、商取引上に混乱なく対応すべく、企業間取引に関する対応を検討するために本年4月より「執行運営委員会」の下部組織として「インボイス制度対応専門部会」を立ち上げ、様々な検討及び提議を行う予定とします。

1. 課題の整理

2019年10月23日最終開催の軽減税率対応システム専門部会では、以下の課題対応が必要となることを確認しました。

1. 適格請求書発行事業者登録制度
2. インボイス(請求書・支払案内書等)に登録番号の表示義務
3. インボイスの保存義務(電子保存可)
4. 税額計算変更(インボイスごとに端数処理1回)
5. 返還インボイス対応(割戻、値引、返品等)
6. EDI関係の対応
7. 免税業者への対応
8. その他

2. 課題検討のポイント

1. 適格請求書発行事業者登録制度

- ① 2021年10月1日より登録申請書の受付開始
- ② インボイス（請求書、支払案内書等）に登録番号の表示義務（2023年10月より）
- ③ 各仕入先、各得意先の登録番号をどう維持登録するか（すべてのステークホルダーに共通）
 - 入手方法の検討
（国税庁HPにて、登録番号を基に検索し、閲覧することが可能とされる予定。公開時期は未定）
 - 登録番号情報のマスター化と共有化の必要性検討

2. インボイスの運用

- ① 何をインボイスとして位置づけるか
 - 何をもってインボイスとするか検討
 - 請求書、支払案内書等をインボイスとして統一できないか
- ② 税額計算の端数処理
 - インボイス毎に税額計算の端数処理1回
 - 個々の商品ごとに端数処理をした消費税額を算出し、消費税額の合計欄は商品ごとの消費税額を足しあげるといふ演算式を組んでいる場合には、対価の額の合計金額に税率を乗じ、端数処理をした消費税額を算出するように変更を行う必要がある

2. 課題検討のポイント

- ③ インボイスの交付
 - 原則、売り手が買い手に交付する
 - 買い手がインボイスの交付元となるケース（請求レス）
買い手が返還インボイスの記載事項を記載した「支払案内書」を売り手に交付し、確認を受けた場合、売り手と買い手の双方で同一の書類を保存することにより、実質的にインボイスの交付があったものとされる
→ 登録番号の記載は、仕入先の登録番号の記載が必要となる
→ 売り手への内容確認行為が必要となる
 - 返還インボイス（割戻し、値引、返品等）の交付は、売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びの売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日の記載が必要となる
→ 課税資産の売上げがあった年月日の記載が必要。該当商品の売上げが無い年月日の記載はできない（年月日でなくとも年月、期間での記載可→再確認必要）
- ④ 修正（訂正）インボイス
 - インボイスに修正（訂正）が発生した場合は、修正インボイスを交付しなければいけない
→ 買い手にて修正できなくなる
 - 運用ルールが必要（売り手交付、買い手交付）
- ⑤ 納付税額計算
 - 売上税額は基本「割り戻し計算」、仕入税額は基本「積み上げ計算」であるが、それぞれ特例が設けられている→各社の対応となるが、確認・検討が必要

2. 課題検討のポイント

⑥ インボイスの保存

- 売り手は、インボイス控えの保存。買い手は、インボイスの保存が必要となり、このインボイスが仕入税額控除の要件となる
- インボイスの電子保存可
 - 保存要件の再確認
 - インボイスの共同保存の検討（仕入先、卸、得意先）
- 保存期間：7年

3. EDI関係の対応

上記、課題検討した内容を踏まえ、各種EDI関係の見直しを行う。

- ① 流通BMS対応（返還インボイス未対応）
 - ② 日食協標準EDIフォーマットの再確認
 - ③ プラネット、e-お菓子ねっと等の業界VANの対応確認
 - ④ その他、上記以外のVAN及び得意先独自のEDI対応の確認と流通BMSへの移行推進
- ※ 2023年問題（PSTN通信網→IP網への移行等）の対応があり、早く取り掛かる必要がある

4. 仕入先、得意先への対応

- ① 上記を踏まえた卸としての対応
- ② 中小取引先（仕入先、得意先）への対応
- ③ 昨年後半、軽減税率制度開始前に起こった得意先対応の混乱が、同様にインボイス制度開始前に起こらない様にするために、事前対策が必要

2. 課題検討のポイント

5. 業界団体との連携

対応の標準化を図るため、各業界団体と連携し対応する。

- ① 小売：日本チェーンストア協会、日本スーパーマーケット協会、等
- ② メーカー：日食協 賛助会員幹事店会を通じて、メーカーと情報共有及び検討する
- ③ 卸：全国化粧品日用品卸連合会、全国卸売酒販組合中央会、全国菓子卸商業組合連合会、等
- ④ その他：VAN関係 → ファイネット、プラネット、e-お菓子ねっと、など

6. その他

- ① 経費関連項目の相手先
 - 現状インボイスが無いものの特定
 - 何をインボイスと位置づけるか
- ② 免税事業者への対応
適格請求書発行事業者でない仕入先からの仕入れは、仕入税額控除することができなくなる。

3. 検討における必要な観点

1. 日食協が主体となって検討を進める事項と範囲

卸各社で共有すべきものと各社が独自に検討すべきものの区分け。

2. 卸にとって一番インパクトが大きい要素は何か？

やり方によっては、損益的に実害を被る恐れがあるものは何か？

3. インボイス制度開始である2023年10月までのロードマップをどう描くか？

開始直前になって慌てることがないように、3年間のロードマップをしっかりと描き、ステークホルダーに対し周知徹底する必要がある。

4. 検討の進め方

1. 検討体制と役割

① 日食協「執行運営委員会」の下部組織として「インボイス制度対応専門部会」を組成する



② 専門部会メンバー構成（敬称略）

- 経理業務、請求・支払業務、システム担当者より構成
- 各企業より代表者を1～3名程度選出
企業（50音順）：伊藤忠食品、加藤産業、国分グループ本社、日本アクセス、日本酒類販売、三井食品、三菱食品（計7社）
- 協力・支援：流通システム開発センター、全国菓子卸商業組合連合会
- 座長：日食協 大久保
- 副座長：国分グループ本社 南部、三菱食品 磯谷

4. 検討の進め方

③ 役割

委員会	役割	備考
インボイス制度対応専門部会	インボイス制度全体の取り纏めと対応	業界指針、手引書整備
EDI W・G	EDIフォーマット、メッセージ等の検討	日食協フォーマット、(流通BMS)等
税務問題対応W・G	インボイス制度における税務検討	税務関する事項
経理業務標準化協議W・G	インボイス書式等の検討	請求・支払業務に関する事項
情報システム研究会	インボイスに関係するシステム全般	流通BMS他

- ・ インボイス制度対応専門部会は、全体を統括し、基本方針・手引書等を取り纏める
- ・ 検討テーマによって、詳細検討等が必要となった場合は、各委員会に検討を要請し、検討した結果を専門部会へ報告する。又は、専門部会と合同で検討する。

2. 進め方

- 当面の進め方
 - ・ インボイス制度の再確認
 - ・ 課題・確認事項の洗い出し（済）
 - ・ 各社からの課題・確認事項を共有し検討する（今回）
 - ・ 検討・課題事項の優先順位づけ
 - ・ 確認事項の確認 → 財務省、国税庁へ確認（必要に応じて呼び出す(説明会)）
 - ・ インボイス制度開始（2023年10月）までのロードマップ作成
- 開催頻度：当初は月1回程度。必要に応じて頻度を見直す

Copyright © 2020 Japan Processed Foods Wholesalers Association All Rights Reserved.